

## 国民健康保険税条例（例）の改正概要

条例(例)	対応する法令 (下線は R4 改正有)	改正の概要
第 2 条 【課税額】	法第 703 の 4 <u>令第 56 の 88 の 2</u>	○ 令改正にあわせて改正  ※ 課税限度額の引上げ。
第 23 条 【国民健康保険税の減額】	法第 703 の 5 <u>令第 56 の 88 の 2</u> 令第 56 の 89	○ 令改正にあわせて改正  ※ 課税限度額の引上げ。
附則 2 項 【公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附則第 35 の 5 令附則第 18 の 8	○ 規定の整備  ※ 規定の適正化。

※施行日の記載がない条文は原則日（公布の日）施行